

(令和元年10月1日現在適用中)

1. 商品名	・担い手応援ローン
2. ご融資対象者	J Aの組合員で法人または団体であり、次のすべての条件に合致する方。 ・農業を営み、または従事している方。 ・直近3期分の税務申告書類の提出が可能な方。 ・その他J Aが定める条件を満たす方。 ※ J Aの組合員以外の方は、一定のご出資をいただくことで組合員とすることができます。
3. 資金使途	・営農経営に必要な運転資金 ※ 収入保険制度に係る保険料、積立金、事務費についても対象となります。
4. ご融資期間	・1年以内 ・ご契約者ご本人から解約の意思表示がなく、J Aがその信用状況について所定の審査を行った結果、契約更新に支障がないものと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とします。
5. ご融資金額 (極度額)	・3,000万円以内(100万円単位)
6. ご融資利率	・J A所定の利率(変動金利) ※ ご融資後の金利は、金利情勢、金利状況等を勘案し見直しを行います。
7. 金利情報の 入手方法	・現在のご融資利率につきましては、J A窓口までお問い合わせください。
8. ご利用方法	・専用普通貯金口座を開設していただき、営農に係る口座引落もしくは口座振込によりご利用いただけます。 ※ 現金による払出または営農に関しない振替は行えません。
9. ご返済方法	・指定普通貯金口座にご入金いただくことで、借越金残高に達するまで自動的にご返済となります。
10. 利息の計算方法	・利息決算日は、毎年5月および11月のJ A所定の貯金利息決算日と同日とし、普通貯金口座からの引落としまたは借越元金に組み入れる方法によりお支払いいただきます。 ・利息は、毎日の最終残高について付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算とします。
11. 担保	・必要ありません。
12. 保証	・福井県農業信用基金協会の保証が必要となります。
13. 保証料	・利息決算日にあわせ、福井県農業信用基金協会に対して所定の保証料をお支払いいただきます。
14. 手数料	・返済条件を変更する場合には、別途J A所定の手数料が必要となります。

15. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、該当のJAにお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。該当のJAまたはJAバンク相談所にお申し出ください。 なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 福井弁護士会（電話：0776-23-5255） 京都弁護士会（電話：075-231-2378） 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）
16. その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none">・ お申込みに際しては、JAおよびJAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。・ ご返済額の試算については、JA窓口までお問い合わせください。

・ ご不明な点は、JA窓口までお気軽にお問い合わせください。